

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
KX-034	HGV対処に係る赤外線センサシステムに関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和12年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月13日（金）（11:15）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年2月13日（金）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、知的財産の取扱いに関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書1.4 a)～c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書5.3 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年2月17日(火) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応募及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 11日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 電話 03-3268-3111 内線20822

適合条件

1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 極超音速で飛行する飛行体の基本設計及び詳細設計を行った実績を有すること。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

- a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

- b) 提出部数

各1部

- c) 提出期限

令和8年2月17日（火）

- d) 虚偽がないものとする。

- e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

- f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

仕様書

品 件 名	HGV 対処に係る赤外線センサシステムに関する調査研究	作成年月日	令和 8 年 1 月 2 3 日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「HGV 対処に係る赤外線センサシステムに関する調査研究（以下「本役務」という。）」について規定するものである。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は表 1 のとおりとする。

表 1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	HGV	極超音速滑空兵器
2	高速駆動赤外線センサシステム	高感度の赤外線センサとその視軸を高速かつ高精度で駆動する走査光学系を有するシステム
3	冷凍機システム	赤外線センサを低温に冷却するシステム
4	ナディア観測	地球を真上から観測する方法
5	HTV-X	国際宇宙ステーション（ISS）への物資輸送機
6	再突入カプセル	衛星軌道にある母機から射出され、大気圏に再突入し、極超音速で飛行する物体
7	極超音速飛行	マッハ 5 以上の飛行
8	2 枚ミラー方式	ミラー 2 枚で 2 軸の走査を個別に行う方式
9	1 枚ミラー方式	ミラー 1 枚を 2 軸の駆動機構により走査する方式

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

1.3.1 法令等

- a) 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）及び同関連規則
- b) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び同関連規則
- c) 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）及び同関連規則

- d) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- e) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）

1.4 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)等を有すること。
- c) 前記 b) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

1.5 契約相手方の条件

契約相手方は、本事業の実施に当たって次の条件を満たしていること。

- a) 極超音速で飛行する飛行体の基本設計及び詳細設計を行った実績を有すること。

2 本調査に関する要求

2.1 概要

HGV 対処に関する技術の向上を図るため、HGV を探知・追尾する赤外線センサシステムの概念検討及び極超音速飛行が可能な飛行体による HGV 模擬飛行等を行い、目標追尾や検知に必要な技術に係る検討を行う。

2.2 調査内容

本調査で実施する項目は次のとおりとする。なお、追加で検討の必要がある事項について行うことを妨げるものではない。

2.2.1 赤外線センサシステム等に関する概念検討

a) 赤外線センサシステムの概念検討

HGV を探知・追尾する衛星システムに搭載する高速駆動赤外線センサシステムについて、必要な前提条件を整理し、当該システムの要求仕様、開発ロードマップを検討し、成果報告書としてまとめる。高速駆動赤外線

センサシステムの要求条件は表 2 のとおりとする。

b) 高感度、多画素の赤外線センサに関する検討

高速駆動赤外線センサシステムの要求条件に基づき、赤外線センサの基本仕様を策定する。策定にあたっては、実行可能性及び性能の見通しについて検討する。なお、赤外線センサの基本仕様の策定にあたり、冷凍機システムについては、小型化と低振動を考慮したトレードオフを検討し、方式を提案する。また、4 Kセンサ対応の読み出し IC の検討（基本設計及びテスト用 IC の設計）を行う。

c) 赤外線センサを用いた高速に駆動する走査光学系に関する検討

高速駆動赤外線センサシステムの要求条件に基づき、走査光学系の基本仕様を策定する。策定にあたっては、実行可能性及び性能の見通しについて検討する。なお、走査光学系の基本仕様の策定にあたり、ナディア観測については、2 枚ミラー方式と 1 枚ミラー方式のトレードオフを検討し、方式を決定する。

表 2 高速駆動赤外線センサシステムの要求条件

項目		要求条件
走査光学系	機能	赤外線ビーム方向を制御できること。
	性能	制御軸：2 軸
		ミラー振り角度： A 軸：±50deg 以上 B 軸：±25deg 以上
		ミラー振り精度：±0.008° 以下（基準）
		ミラー振り時間：270ms 以下（基準）
		有効開口径：Φ70mm（基準）
画像処理 アルゴリズム	機能	赤外線画像からHG Vを検知できること。
	性能	検知精度：90%以上（基準）
		処理画像ピクセル数：20×20 pix（基準） ※ 将来処理技術の検討として13×13 pixを含め、 より少ない画素も検討する。
		処理速度：0.2ms 以下（基準） ※ 特徴量抽出処理までの時間

2.2.2 極超音速飛行が可能な飛行体によるHG V模擬飛行の実施

極超音速飛行が可能な飛行体を用いて、滑空飛行時のHG Vの熱環境の模擬を行い、飛行体の飛行環境評価及び赤外線シグネチャ等の検討を行う。官が提

示するHTV-Xに搭載する赤外線センサの観測シナリオに基づき、HGVを模擬する飛行の計画（打上時期、飛行経路、赤外線シグネチャ等）を作成し、計画に従った飛行を行う。飛行後、飛行状況について、成果報告書としてまとめる。

2.2.3 赤外線画像データの取得に係る検討

HTV-Xに搭載する赤外線センサの観測対象として次の実現性を検討し、成果報告書としてまとめる。

- a) HTV-Xに搭載する再突入カプセル
- b) 宇宙空間で放出され大気圏に突入する物体

2.2.4 高速駆動赤外線センサシステムの実証

高速駆動赤外線センサシステムの試作及び試験を実施し、高速駆動赤外線センサシステムの要求条件を達成できる見通しを確認する。

a) 走査光学系の試作・評価

2.2.1 で実施した走査光学系の基本仕様に基づき、供試体及び試験治具の設計・製作を実施する。供試体が要求条件を満足するか試験により確認し、試験結果を成果報告書にまとめる。

b) 画像処理アルゴリズムの実証

(1) 画像処理アルゴリズムの構築

高速駆動赤外線センサシステムの要求条件に基づき、画像処理アルゴリズムの基本仕様を策定する。策定にあたっては、HGVの航路予測の検討を含めるものとする。

上記の画像処理アルゴリズムの基本仕様に基づき、アルゴリズムの設計・製作を実施する。製作したアルゴリズムの試験を実施し、実現可能なアルゴリズムの性能を確認する。試験では、実装時の課題を抽出するために、衛星への搭載を考慮した回路での処理時間の評価を実施する。

なお、アルゴリズムの設計・評価の基準として用いる赤外線画像は官との協議に基づき設定する。

(2) 画像処理アルゴリズムの改善と画像解析

(1)で製作した画像処理アルゴリズムの能力向上のための改善策を検討する。改善策の検討にあたっては、実際の赤外線画像データを用いて、改善後の能力の見通しを確認すること。

なお、アルゴリズム開発、評価、解析に適用する赤外線画像は官側との協議に基づき設定する。

2.3 事業計画

契約相手方は、契約締結後速やかに、本事業に関する実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官に提出し、承認を得るものとする。

3 その他の要求

3.1 官民調整会

契約相手方は、官との調整の上、月1回を基準に官民調整会を実施し、事業の進捗状況、事業を進めていく上での課題と対策、事後の方向性について調整するものとする。

官民調整会には、官側及び契約相手方が参加するほか、官民調整会終了後、契約相手方は、議事録を作成し官側に提出するものとする。

3.2 成果報告会

契約相手方は、本事業の成果を成果報告書として纏めるとともに、表3に示す成果報告会を実施するものとする。なお、成果報告会の細部については、官との調整によるものとする。

表3 成果報告会

名称	実施場所	実施時期	備考
成果報告会	防衛省 市ヶ谷地区	令和12年3月(基準)	

- a) 議事録を作成するものとする。議事録は1部を電子データで官に送付するものとする。
- b) 使用する資料はMicrosoft® Word、同 Excel、同 PowerPoint を使用して作成するとともに電子データ (CD-R 又は DVD-R) にて提出すること。
- c) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学及び宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

4 提出文書及び納入物

契約相手方は、以下に示す提出文書及び納入物を規定された時期までに官に提出すること。

なお、ドキュメントは、Microsoft® Word 又は PowerPoint と互換性のある

閲覧及び編集可能なファイル形式で作成し、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）による提出を基準とする。ただし、官民調整会議資料及び官民調整会議議事録については、Eメールでの送付も可とする。

- a) 官民調整会や成果報告会等における官側からの指摘事項について、提出書類及び納入品に適切に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 提出文書及び納入物は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。

4.1 提出文書

提出文書を表4に示す。

表4 提出文書

番号	名称	数量	提出時期	提出先
1	業務従事者名簿	1部	契約締結後速やかに	防衛省防衛政策局 戦略企画参事官付
2	実施計画書	1部	契約締結後速やかに	
3	赤外線センサ基本仕様書	1部	基本仕様策定後速やかに	
4	走査光学系基本仕様書	1部	基本仕様策定後速やかに	
5	走査光学系試験計画書	1部	試験開始前	
6	画像処理アルゴリズム 基本設計書	1部	設計完了後速やかに	
7	画像処理アルゴリズム 試験計画書	1部	試験開始前	
8	模擬HGV飛行計画書	1部	模擬HGVの飛行前	
9	官民調整会議事録	1部	官民調整会終了後速やかに	
10	成果報告会議事録	1部	成果報告会終了後速やかに	

4.2 納入物

納入物を表5に示す。

表5 納入物

番号	名称	数量	納期	納入先	備考
1	赤外線センサシステム等に関する検討結果報告書	1部	令和10年3月31日	防衛省防衛政策局 戦略企画参事官付	2.2.1の成果を含める。
2	赤外線画像データの取得に係る検討結果報告書	1部	令和10年3月31日		2.2.3の成果を含める。
3	HGV模擬飛行の実施結果報告書	1部	令和12年3月31日		2.2.2の成果を含める。
4	高速駆動赤外線センサシステムの実証結果報告書	1部	令和12年3月31日		2.2.4の成果を含める。

5 その他の指示

5.1 役務期間

契約締結日～令和12年3月31日

5.2 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

5.3 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）、その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.3.1項（6）装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく

解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。)として取り扱われることを保証する履行体制

- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

5.4 官の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

5.5 発生材の処置

本事業で生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

5.6 器材等

契約相手方は、本事業に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本業務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

5.7 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 提出書類に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類を作成することができるものとする。この場合において、前号の規定にかかわらず契約相手

方が著作権を官側に移転できないときは、当該部分にその旨を明示するものとする。

- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方が、前4号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

5.8 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官側の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官側は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする
- d) 調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

適合条件

1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 極超音速で飛行する飛行体の基本設計及び詳細設計を行った実績を有すること。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえて綴るものとする。

b) 提出部数

各1部

c) 提出期限

令和8年2月17日（火）

d) 虚偽がないものとする。

e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—						
	調 達 要 求 番 号	—						
	調 達 要 求 年 月 日	—						
	作 成 部 課	防衛政策局戦略企画参事官						
	作 成 年 月	令和8年1月23日						
品 名	HGV対処に係る赤外線センサシステムに関する調査研究							
仕 様 書 番 号	—							
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後の具体的政策、運用構想及び技術情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの </td> <td>企業が作成する官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項 なし。</p>			保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	今後の具体的政策、運用構想及び技術情報	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの 	企業が作成する官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項						
今後の具体的政策、運用構想及び技術情報	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの 	企業が作成する官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。						